

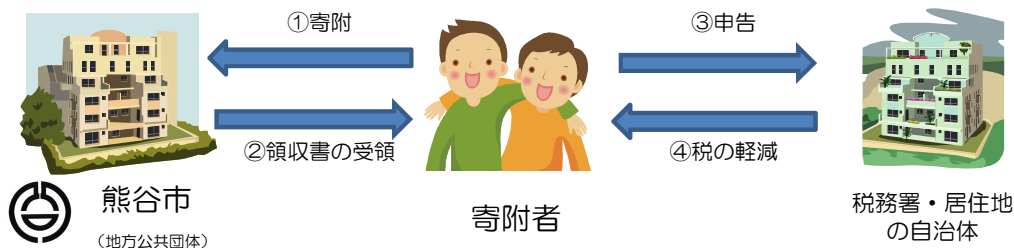


ふるさと納税制度について

1 ふるさと納税制度とは

「ふるさと納税制度」とは、「ふるさとに貢献したい」「好きな地域を応援したい」という方々の思いを実現する観点から、市区町村や都道府県に対して、2,000円を超える寄附をした場合に、個人住民税が軽減される制度です。また、寄附者に所得税が課税される場合は、所得税の控除も受けられます。

2 ふるさと納税制度の仕組み



3 税制上の優遇措置について

地方公共団体に寄附された方は、確定申告等により所得税及び個人住民税について、税制上の優遇措置を受けることができます。

① 所得税における優遇措置（所得控除）

寄附金額に応じて、寄附した年分の所得金額から控除することができます。

寄附金額の合計	－	2,000円	＝	寄附金控除額
---------	---	--------	---	---------------

※所得税・復興特別所得税の税額から控除できる額（A）

ア（寄附金額の合計 － 2,000円）× 所得税の税率

イ アで求めた額 × 2.1%

ア + イ = (A)

※ 寄附金額の合計は、総所得金額等の40%が限度です。

② 個人住民税における優遇措置（税額控除）

寄附金額に応じて、寄附した年の翌年度に課税される個人住民税の所得割額から一定限度額まで控除されます。

ウ（寄附金額の合計 － 2,000円）× 10%

エ（寄附金額の合計 － 2,000円）× （90% － 所得税の税率 × 1.021）

ウ + エ	＝	寄附金税額控除額
-------	---	-----------------

※ 寄附金額の合計は、総所得金額等の30%が限度です。

※ エの額は、個人住民税の所得割額の20%が限度です。

4 寄附金控除の申告

原則、個人の方が所得税・個人住民税から控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署へ確定申告を行う必要があります。（個人住民税からのみ控除を受ける場合には、住所地の市区町村で住民税申告を行ってください。）

申告の際には、寄附金受領証明書（寄附をした自治体が発行する領収書）が必要となりますので、申告まで大切に保管してください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

給与所得者などの確定申告を行う必要のない方が、ふるさと納税として寄附を行う場合に、寄附先の自治体に申告特例申請書を提出することで、確定申告や住民税の申告を行わなくても、ふるさと納税制度に基づく税控除が受けられる特例制度です。

この特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。

なお、この特例制度の申請を行うことができるのは、確定申告や住民税の申告を行う必要がない給与所得者の方など、一定の要件に該当する方が、ふるさと納税（寄附）を行う場合に限られます。

要件に該当しない方については、ふるさと納税に伴う寄附金控除も含めた内容で申告の手続きが必要となります。

(1) ワンストップ特例が適用される方

次の①～③のすべての要件を満たす方になります。

① ふるさと納税による寄附金控除を受ける目的とは別に、所得税や住民税の申告をする必要がない方

以下にあてはまる方は特例の対象とはなりません。

- ・個人で事業を行う方、給与収入が2千万円を超える方などの確定申告が必要な方
- ・雑所得や譲渡所得などの給与所得以外の所得が発生する見込みのある方
- ・医療費控除などの年末調整では手続きを行えない控除の適用を受ける方
- ・社会福祉法人への寄附など、ふるさと納税以外の寄附についても寄附金控除の適用を受ける方

② ふるさと納税による寄附先の自治体数が、1年間で5団体以下であると見込まれる方（1団体に複数回寄附をしても1団体としてカウントします。）

③ 申告特例申請書または申告特例申請事項変更届出書に記載した市区町村と寄附した年の翌年の1月1日にお住まいの市区町村が同じ方

(2) 申請の方法

寄附先の自治体へ「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出してください。

申告特例申請書は、寄附をされる度に提出が必要となります。

※ 平成28年1月1日以後の申請から、申請書へのマイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。申請にあたり、マイナンバーカード等の本人確認書類、番号確認書類の提示・添付が必要となります。